

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例の一部改正（骨子案）について

1 改正の背景・目的

- 京都府では、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づき、市町村、関係機関等と連携しながら、空家の活用等による移住の促進や、移住者等が地域で活躍できる環境づくりを進めてきました。
- 現在、人口減少や少子高齢化の進行により、地域の担い手不足や空家の増加など、地域を取り巻く課題は一層深刻化しています。
- こうした課題に対応するためには、移住者の受入れを引き続き進めるとともに、地域と関わろうとする地域外の人材（以下、関係人口という。）が継続して地域と関わり、地域課題の解決に寄与する仕組みづくりが重要です。
- このため、地域ごとの課題や魅力を明確にし、関係人口と地域との継続的な関係を構築・強化することにより、地域の活性化を図るため、条例の一部を改正することとします。
- また、今後も本条例に基づく取組を継続するため、条例の有効期間を5年間延長することとします。

2 主な改正内容

（1）基本理念

「府内の地域の課題や魅力の明確化と、その情報発信等を通じた関係人口と地域との継続的な関係の構築・強化を図ること」を追加します。

（2）移住促進特別区域制度の見直し

①名称の変更及び区域指定要件の追加

人口減少地域にあって、市町村長の申出に基づき知事が指定する「移住促進特別区域」を、「移住者等受入促進特別区域」に改めるとともに、「関係人口との協働による地域活性化に取り組む区域」を対象とするため、指定要件を見直します。

なお、「移住促進特別区域」として指定済の区域については、改めて指定を申し出なくても、「移住者等受入促進特別区域」とみなし指定することとします。

②京都府の支援措置

京都府として、「移住者等受入促進特別区域」内において、引き続き、次に掲げる支援措置を講じることとします。

- ・ 移住促進に取り組む区域において、空家バンクに登録された空家を移住者が居住用として取得する場合の不動産取得税の税率軽減（軽減率2分の1）
- ・ 上記登録空家の改修等に要する経費に対する、京都府予算の範囲内での補助金交付 等

(3) 移住者受入・活躍応援計画制度の見直し

①名称の変更及び計画記載内容の追加

上記(2)の区域内において市町村が策定する「移住者受入・活躍応援計画」を「移住者等受入・活躍応援計画」に改めるとともに、当該計画で定める「移住者等の就業の機会の創出に資する事業」を「移住者等の就業の機会の創出又は関係人口と協働する機会の整備に資する事業」に改めます。

②京都府の支援措置

上記(2)の区域の指定要件で追加された「関係人口との協働による地域活性化に取り組む区域」においても、既存の区域と同様に、以下の支援を実施します。

- ・ 計画に基づく関係人口との協働や活躍の場づくりを行う市町村に対する支援
- ・ 計画に定めたテーマに沿って、仕事や活躍の場づくりを行うために登録空家を取得した事業者への不動産取得税の税率軽減

(4) その他の施策

京都府として、「移住者等受入促進特別区域」等への移住を促進するとともに、移住者等が活躍できる地域づくりを推進するため、改正後も引き続き、市町村と連携しながら、移住相談窓口等の移住関連の情報提供等に取り組んでまいります。

3 今後の予定等

(1) 改正時期

令和8年 9月京都府議会	骨子案の報告 パブリックコメントの実施
令和8年12月京都府議会	改正案の提案

(2) 施行時期

令和9年4月1日施行(予定)